

仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、令和8年度近畿農政局奈良県拠点事務室外ドアノブ取替等工事(以下「本工事」という。)に適用するものとする。

2 目的

本工事は、近畿農政局奈良県拠点事務室外の破損しているドアノブを取替え、動作不良のフランス落としを調整して、ドアの開閉、施錠の不具合を解消することを目的とする。

3 履行場所

近畿農政局奈良県拠点
(奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎3階)

4 履行期限

令和8年8月7日(金)

5 既設器具不具合状況

- (1)ドアノブ握り玉12個 脱落及び動作不良
- (2)フランス落とし2か所 軸棒の脱落

6 履行内容

- (1)事務室外の不具合の発生しているドアノブ握り玉12個をレバーハンドル(LS-200)に取替
- (2)事務室外のフランス落とし脱落した軸棒2か所の装着
※ドアノブ等の既存及び取替場所は別紙配置図のとおり
- (3)取替した既設器具は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、適正に処理を行うこと。

7 提出書類

作業終了報告書 1部

8 支払い

支払期限は、適法な支払い請求を受けた日から起算して40日以内に支払うものとする。

9 その他

- (1)本工事の実施にあたっては、作業員の安全確保及び災害防止に万全の措置を講じること。
- (2)本工事の実施による建物等の汚損・損傷、あるいは、第三者に被害を及ぼす行為を厳に行わないこと。なお、発生した場合には、受注者の責任において解決すること。
- (3)本仕様書に定めのない事項及び本工事の実施について、疑義が生じたときは監督職員と協議しその指示に従うこと。

10 その他

環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)

受注者は、役務の提供に当たり、次に示す環境関係法令を遵守し、新たな環境負荷を与えることにならないよう努め、また、環境関係法令の遵守以外の取組にも努めるものとする。

(1) 環境関係法令の遵守

ア エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)

イ 悪臭の発生防止

- ・悪臭防止法(昭和46年法律第91号)

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)

エ 生物多様性への悪影響の防止

- ・水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- ・湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)

オ 環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)
- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)

(2) 受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境配慮のチェック

- ・要件化実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

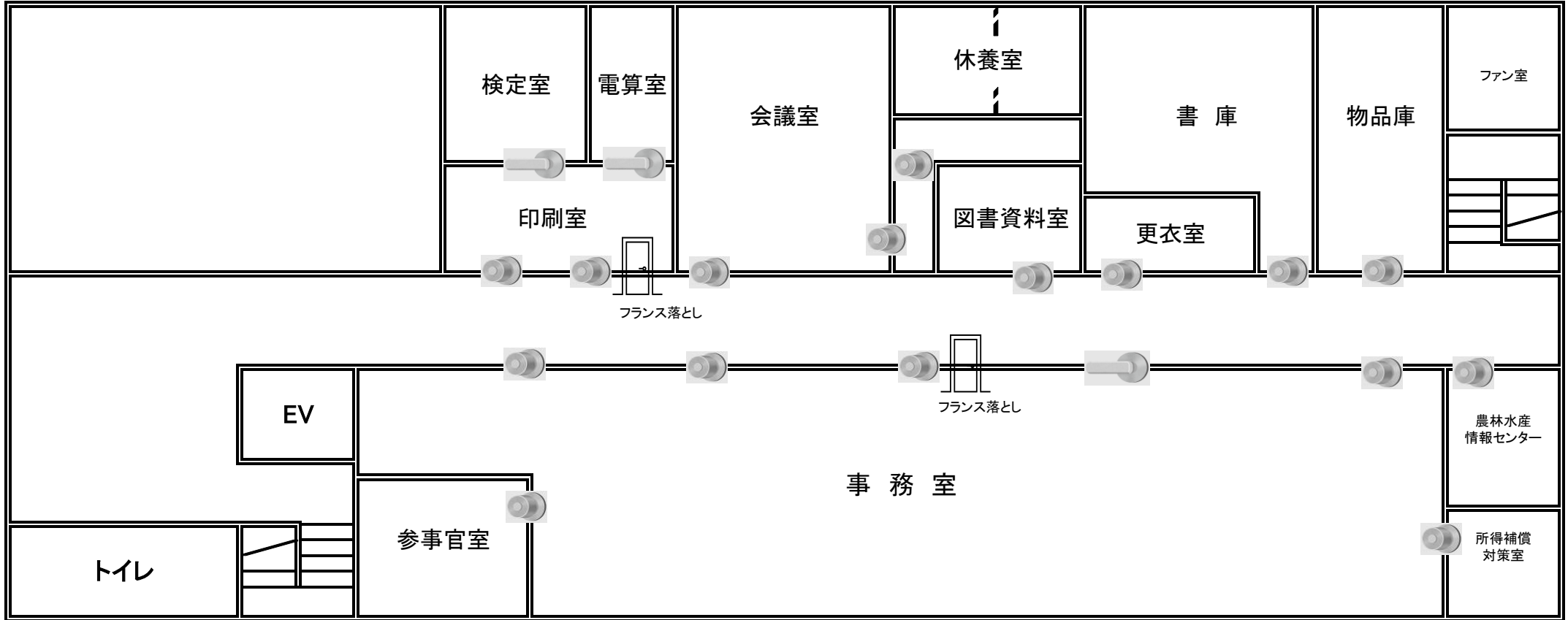
エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

別紙(既存)

配置図(ドアノブ等)



別紙(取替場所)

配置図(ドアノブ等)

